

令和2年度

国土地理院コンプライアンス報告書

令和3年4月

国土地理院コンプライアンス推進本部

## 目 次

はじめに	1
I. 推進計画の実施結果と評価	2
1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組	2
(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施	2
(2) コンプライアンス講習会等の実施	3
(3) コンプライアンス・ミーティングの実施	4
(4) 発注者綱紀保持の周知徹底	5
(5) 国家公務員倫理の周知徹底	6
(6) 文書情報管理の周知徹底	7
(7) 個人情報保護の周知徹底	8
(8) ハラスメントの防止	8
(9) コンプライアンスに関する情報提供	9
(10) コンプライアンス指導者の養成	9
2. 事業者との適切な対応	10
(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知	10
(2) 事業者との応接ルール等の徹底	10
3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底	11
(1) 入札契約手続きの見直し	11
(2) 情報管理の徹底	12
4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用	12
5. 監査の強化・充実	13
6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）	14
(1) 地方測量部等における取組内容の報告	14
(2) 好事例、推奨事例の活用	14
II. アドバイザリー委員会からの意見等	14

## はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し、「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において同日付けで「当面の再発防止対策について」が、また、平成25年3月14日付けで「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられた。

これらを踏まえ、国土地理院では、平成25年4月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「アドバイザー委員会」という。）を設置し、コンプライアンス等の強化を図るため、各年度において「国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、継続的に取り組んできたところである。

本報告書は、令和2年度における推進計画の実施結果及び推進本部による評価、並びにアドバイザー委員会からの意見を取りまとめたものである。

## I. 推進計画の実施結果と評価

### 1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

#### (1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

##### 【推進計画】

- ① 原則として、国土地理院が主催する全ての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。  
講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。
- ② 新任の課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）でも受講可能なオープン講義とする。
- ③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

##### 【実施結果】

国土地理院主催の研修（5研修）で、適正業務管理官等が講師となり発注者綱紀保持、公務員倫理・服務等コンプライアンスに関する講義を実施した。

実施にあたっては違法性の認識を高めるため、発注者綱紀保持では、他機関等での不祥事事例等を活用して事案の概要、関与行為の背景・要因、ペナルティ等を説明した他、身近な問題として捉え理解が深まるようグループ討議や研修教材用動画を活用した。公務員倫理・服務等に関する講義では、身近な事例を問題形式としたセルフチェックやSNSを利用する際の服務・倫理に関する注意点等を教示して、研修員のコンプライアンス意識の醸成に努めた。研修でのコンプライアンスに関する講義の受講者数は、70名であった。

課長級研修でのコンプライアンスに関する講義は、研修員以外でも受講可能なオープン講義とする予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は研修員のみとした。

その他他機関主催の14研修に参加し、74名がコンプライアンスに関する講義を受講した。

【資料1】

##### 【推進本部会議の評価】

国土地理院主催の研修（5研修）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスクについての意識を徹底させる手段として有効である。実施にあたっては、違法性の認識を高めるため、入札談合等関与行為は必ず発覚すること、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰などといったペナルティが課されることなどの内容を取り入れた講義を行ったことは評価できる。

また、グループ討議、研修教材用動画視聴、セルフチェックを取り入れた講義も、職員のコンプライアンス意識を深めるためには有効であることから、今後も継続すべきである。

更に、昨今話題となっているSNSを利用する際の服務・倫理に関する内容や再就職管理に関する内容を講義の中に盛り込んだことも評価でき、今後も継続すべきである。

## (2) コンプライアンス講習会等の実施

### 【推進計画】

原則として職員全員（休職者等を除く。）が、以下の講演会等に年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年2回以上実施する。なお、講習会の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに動画を内部ホームページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員が、コンプライアンスに関する講義を実施する。

### 【実施結果】

外部講師によるコンプライアンスに関する講習会等を2回開催し、延べ777名が参加した。

実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での聴講を希望していた職員の一部にWeb聴講への変更をお願いし、会場が密にならないよう聴講者の間隔を広く開ける等の措置を講じた。

10月には、公正取引委員会事務局経済取引局から講師を招き、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関する講演会を開催し、入札談合や官製談合防止法の概要、官製談合における入札談合等に関与行為の4つの類型、入札談合に関与した職員に対するペナルティ等について講義をしていただき、359名が聴講した。

11月には、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題して講演会を開催し、倫理法・倫理規程の制定の経緯、制度・運用の概要や、利害関係者との間における禁止行為、利害関係者でない人との禁止行為等について動画や最近の実例を用いた解説を実施していただき、418名が聴講した。

講習会等の模様は、Web会議システムにより本院及び地方測量部等に同時配信するとともに、講習会等に参加できなかった者が、後日動画を視聴できるよう内部ページに掲載した。さらに、未受講者がいる所属に受講状況リストを送付し受講を促した結果、年間を通じた講習会の未受講者はなく、対象者全員が受講した。

幾つかの地方測量部等でも公正取引委員会の担当官による講習会等を独自に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、今年度の開催は見送った。

また、例年、本院担当職員が地方測量部等に出向いて実施しているコンプライアンスに関する講義については、Webに変更して、2月に適正業務管理官及び人事計画官が四国地方測量部を対象に実施し、15名が受講した。

【資料2】



### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくので、定期的にコンプライアンス講習会を開催することは、コンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

地方測量部等においても、講習会等を独自に開催したり、他機関主催の講習会等に参加し、なるべく多くの職員に対してより専門的な知識を習得させる機会を設けることは、職員のコンプライアンス意識を高める上で重要である。

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、本院の担当職員が地方測量部等を対象に、コンプライアンスに関する講義を実施（Web）したことは評価できるが、新型コロナウイルス感染対策も講じつつ、複数の地方測量部等を対象に実施することも考慮する必要がある。

### （3）コンプライアンス・ミーティングの実施

#### 【推進計画】

- ① 職場内の職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを年1回以上実施する。なお、コンプライアンス・ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② 「コンプライアンス・ミーティング」をはじめ様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

#### 【実施結果】

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、SNSへの書き込みをテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、実施日やグループを分割したり、所属以外の課室でのミーティング参加を認めるなど、全職員がミーティングに参加できるよう工夫した結果、参加率は100%で、対象者全員が参加した。

なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、工夫している状況が見られた。

【資料3】

### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンス・ミーティングについては、全職場において参加率100%で実施され、本年度計画にある「原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。」との目標を達成しており評価できる。

実施にあたっては、すべての職員が参加できるようにコンプライアンス・ミーティングの開催日を複数日設けたり、所属以外の課室でのミーティング参加を認めるなど工夫したことは評価できる。

引き続き、身近な事例をテーマに選定する等の工夫により、参加率100%を目指し取り組む必要があるとともに、様々な機会に職場のコミュニケーションを活性化し、不祥事がおきにくい風通しの良い職場環境を整備していく必要がある。



### （４）発注者綱紀保持の周知徹底

#### 【推進計画】

① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。

特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。

- 一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- 二 報告は職員に課された義務であること
- 三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- 四 報告を怠った場合には処分があること

② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。加えて、職員自らが実施した結果を直ちに知ることができるよう改良する。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。その実施状況・正誤状況について把握し、必要なフォローアップを行う。

#### 【実施結果】

令和2年度においても、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、コンプライアンス推進計画に係る具体の取組等について、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて職員に周知した。また、不祥事の事例「事例で学ぶコンプライアンス」を活用し、コンプライ

アンス違反によって発生する刑事処分、行政処分等について解説を行った。

国土地理院主催の5研修では、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、①発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として発注者綱紀保持規程違反となること、②報告は職員に課された義務であること、③報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、④報告を怠った場合には処分があることについて周知徹底を図った。

また、発注者綱紀保持に関するセルフチェックについては、実施した職員自らが結果を直ぐに知ることができるよう改良を加え、さらに、所属毎に集約する職員の負担軽減を図れるよう工夫して実施したところ、対象者の実施率は100%であった。

【資料4】

### 【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

また、発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の防止の観点から、発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても発注者綱紀保持規程違反であること、発注者綱紀保持規程違反に関する報告は職員に課された義務であること、報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名等に関すること、報告を怠った場合には処分があり得ることについて周知徹底を図ったことは評価できる。

セルフチェックを実施した職員自らが直ちに結果を知ることができるよう改良したこと、集約する職員の負担を軽減したこと、対象者の実施率が100%であったことは評価できる。引き続き取り組む必要がある。

### （5）国家公務員倫理の周知徹底

#### 【推進計画】

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

#### 【実施結果】

令和2年度においても、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等については、定例会議や研修等の機会を通じ、職員に周知している。特に、国家公務員倫理月間においては倫理管理官（院長）から職員へのメッセージ発出等の各取組により、国家公務員倫理の周知徹底に集中的に取り組んだ。

また、服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、メールでチェックシートを配布してセルフチェックを実施した。対象者の実施率は、第1回目、第2回目とも100%であった。

セルフチェックの結果は、問題・正答及び解説、問題毎の正答率、正答率が低かった問題等を

内部ページに掲載し、再度問題及び解答を見直すなどの振り返りにより、さらなる倫理への意識の向上を図るよう各所属を通じ周知した。

【資料4】

#### 【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

セルフチェックの問題及び解答を見直せるよう内部ページに掲載したこと、対象者の実施率が第1回目、第2回目とも100%であったことは評価できる。引き続きコンプライアンス意識が希薄にならないようセルフチェックに取り組む必要がある。

#### (6) 文書情報管理の周知徹底

##### 【推進計画】

職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。

##### 【実施結果】

文書管理に係る取扱いについて、各種会議において周知徹底を図った。

職員の公文書管理に対する自覚を促し、ルールに従った適正な管理を行わせるため「公文書管理研修」を実施した。

国土地理院主催の研修においては、新任文書管理者（課室長クラス）21名、新任文書管理担当者（課長補佐クラス）19名が受講した。

また、国土交通大学校主催の3研修において、18名が公文書管理に関する講義を受講した。

国土交通省文書の日（毎月23日）では、全職員に向け文書管理のポイント及び文書チェックシートの活用について掲示板で周知するとともに、定例会議において周知した。

国土交通省文書整理月間（11月）における文書管理の点検の取組として、文書管理自己チェックシート及び公文書管理eラーニングを全職員が実施した。

##### 【推進本部会議の評価】

文書管理に関しては、各種会議において、公文書管理の適正な確保の取組について注意喚起を行い、研修等を通じ周知徹底を図っている。特に、従来から行ってきた研修や文書整理月間にあわせた文書管理の点検における取組のほか、令和2年度は国土交通省文書の日（毎月23日）における行政文書管理自己点検シートの実施に併せて、院独自の取組として毎月、文書管理のポイントを掲示板に掲載するなど、行政文書に関するルールや知識を定着させる取組を強化したことは評価できる。

## (7) 個人情報保護の周知徹底

### 【推進計画】

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を研修等を通じて周知徹底を図る。

### 【実施結果】

「個人情報の適切な管理の徹底について」通知文について、電子文書室に掲載して職員へ周知した。また、専門事務研修及び普通測量研修では、個人情報の適切な取扱いや管理運用に関する講義を行った。

### 【推進本部会議の評価】

個人情報の適切な管理について研修等で注意喚起及び周知徹底を図っており、今後も、適切に取り扱われるよう研修等で周知する必要がある。

## (8) ハラスメントの防止

### 【推進計画】

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。

### 【実施結果】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止については、相談窓口を含め、定例会議等において、職員に周知するとともに、国土地理院主催の3研修において、外部講師等によりハラスメントの防止に関する講義を実施し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上を図った。院内研修でのハラスメント防止に関する講義の受講者数は、48名であった。

その他他機関主催の11研修に参加し、45名がハラスメント防止に関する講義を受講した。

管理者等に昇任した際に受講が必修化されているハラスメント防止講習（eラーニング）について、新任幹部職員及び新任管理者を合わせ39名が受講した。

また、12月の「国家公務員ハラスメント防止週間」に合わせ、ハラスメント防止対策について、より一層、組織的・効果的に取り組むことを目的に定めた活動計画の取組の一つとして、ハラスメント防止講習会（管理職員向け）及びハラスメント防止講演会（一般職員向け）を実施した。Web会議システムによる聴講も含め、338名が聴講した。

### 【資料1】

### 【推進本部会議の評価】

ハラスメント防止においては、外部講師を活用した講習会等で職員の意識向上を図るとともに、令和2年度は研修・講習会以外でも院議においても注意喚起を行い、防止に努めている。今後も、院議や定例会議等を通じた注意喚起や職員の積極的な講演会等の受講など継続的な取組を実施すべきである。

## (9) コンプライアンスに関する情報提供

### 【推進計画】

コンプライアンス意識の啓発を促すため不祥事事例等の情報を、適宜、定例会議等において提供する。

### 【実施結果】

国や地方公共団体等において、発注者綱紀保持や公務員倫理等に係る不祥事事例が発生した場合、適宜「事例で学ぶコンプライアンス」事例として院議で紹介し、本院各部・地方測量部等に資料提供した。

資料は、報道記事を引用して不祥事事例を具体的に明示し、関連する法規等を解説することにより職員が理解しやすい内容としている。これまで3回提供し、定例会議等で活用されている。

【資料5】

### 【推進本部会議の評価】

不祥事事例を紹介し関係する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。

今後も、具体的な事例や着眼点を示し、定例会議等で活用しやすい資料を提供し、職員の意識向上を図る必要がある。

## (10) コンプライアンス指導者の養成

### 【推進計画】

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、指導者として必要な能力の向上を図る。

### 【実施結果】

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修（Web）」を、担当職員（適正業務管理官）が受講した。研修では、コンプライアンス指導者として求められる対応方法や注意点の理解を深めただけでなく、研修員相互による意見交換を通じ、地域横断的な情報共有を図ることができ、大変有意義であった。

### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する担当職員が、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を受講することは、知識の習得とともに地方整備局等の状況把握にも有効であることから、今後も順次受講させる必要がある。

## 2. 事業者との適切な対応

### (1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

#### 【推進計画】

- ① 国土地理院ホームページに有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

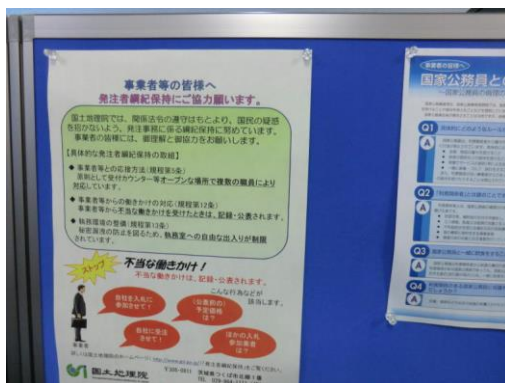
#### 【実施結果】

事業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については、国土地理院ホームページに掲載し、周知を図っている。

また、一般競争参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のパンフレットを同封し、有資格者へ協力を依頼している。

執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター等を掲示し、引き続き来庁者への周知を図っている。

【資料6】



#### 【推進本部会議の評価】

事業者に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、各職場において適切に実施されている。執務室への入室制限等の環境整備は、事業者に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果がある。

引き続き発注者綱紀保持の取組について協力依頼を行う必要がある。

### (2) 事業者との応接ルール等の徹底

#### 【推進計画】

事業者との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応に留め、この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

### 【実施結果】

事業者との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応するものとされていることについて、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて繰り返し説明し周知した。

### 【推進本部会議の評価】

事業者との応接方法について継続して周知し、国民の疑惑や不信を招かないよう引き続き対応ルールの徹底を図ることが必要である。

## 3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

### (1) 入札契約手続きの見直し

### 【推進計画】

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

### 【実施結果】

- ① 予定価格調書の作成時期については、開札日前日の作成を原則とすることで、極力後倒しをすることにより、予定価格の漏洩防止を図った。
- ② 総合評価落札方式における情報漏洩防止のため、積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、令和2年4月から令和2年12月までの総合評価落札方式による発注87件中86件(99%)の業務の分離を行った。分離に際しては、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに、担当部署における業務の実施体制の報告を求め、その適否を確認するとともに、情報漏洩防止の注意喚起を行いコンプライアンスの徹底を図った。

### 【推進本部会議の評価】

予定価格調書の作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの重要な対策であり、今後も継続する必要がある。

積算業務と技術審査・評価業務は分離を原則とし、分離が困難な業務については、引き続き情報漏洩の防止策を講じていくことが必要である。

## (2) 情報管理の徹底

### 【推進計画】

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

### 【実施結果】

- ① 「発注情報管理マニュアル」の遵守について、研修等により周知徹底を図った。
- ② 「発注情報管理マニュアル」の実施状況を確認するため、地方測量部等においては、分任物品管理官定期検査の際の調査項目として確認した。  
また、監査官室と連携し、本院定期監査においても調査項目とし、確認した。

### 【推進本部会議の評価】

発注事務に関する情報管理については、秘密情報の漏洩防止の重要な対策であり、「発注情報管理マニュアル」に沿って適切に情報管理が行われているかについて、引き続き定期的に点検を実施する必要がある。

## 4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

### 【推進計画】

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。また、通報があった場合には、迅速かつ的確な対応を図る。

### 【実施結果】

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、研修等において繰り返し説明することで、周知した。  
また、内部通報窓口、外部通報窓口の連絡先等についても、併せて繰り返し周知した。  
なお、令和2年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報はなかった。

### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンス関係通報窓口への通報の重要性について、研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明することで、職員に理解させるとともに、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことや、コンプライアンス関係通報窓口の連絡先等について適切に周知していた。

今後も、通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、引き続き周知徹底に取り組んでいく必要がある。

## 5. 監査の強化・充実

### 【推進計画】

令和2年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組に関する監査を重点事項として位置付け、令和2年度コンプライアンス推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、令和2年度監査予定の地方測量部等においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。

### 【実施結果】

令和2年度定期監査実施計画に基づき、9月から12月にかけて、本院（総務部、企画部、地理空間情報部、基本図情報部、応用地理部）及び地方測量部等（東北、近畿、中国、九州、沖縄）において、監査重点事項であるコンプライアンスの徹底に関する取組について監査を実施した。また、地方測量部等の長、次長、管理課長、測量課長及び発注担当職員に対して、コンプライアンスに関する認識及び取組状況等のヒアリングを実施した。

監査の結果、コンプライアンス・ミーティングや講習会等をコンプライアンス推進計画に基づき、適切に実施されていることを確認した。コンプライアンス・ミーティングは、各課室毎に全員参加で実施されている。講習会等は、原則として全職員が参加し、やむを得ず参加出来ない場合には、講習会等のビデオを視聴するなどフォローアップが行われている。また、各職場においては、新聞等に掲載された不祥事・不正行為等を事例として職員に周知し、意識向上が図られている。

発注者綱紀保持、国家公務員倫理の周知徹底については、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて、周知徹底が図られている。セルフチェックの実施については、全職員が実施し、更なる意識の向上が図られている。事業者との適切な対応については、執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示し、受付カウンター及び打合せテーブルを設置している。事業者との対応ルールについては、必要最小限の対応に努め、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底が図られている。

地方測量部等の管理職員及び発注担当職員へのヒアリングについては、関係法令の目的、行動基準、禁止行為等の認識状況及び事業者の対応状況の確認を行い、全員が概ね正しく理解していることを確認し、適切に取り組まれていることを確認した。

### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する個別ヒアリングも実施し、適切に実施されている。

コンプライアンス推進の取組については、引き続き監査の重点項目として実施していく必要がある。

## 6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）

### （1）地方測量部等における取組内容の報告

#### 【推進計画】

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）は、コンプライアンス推進本部と会議（Web会議を含む。）等の機会を捉えて、地方測量部等におけるコンプライアンスの取組について報告するとともに、意見交換を行う。

#### 【実施結果】

12月の地方測量部長等会議の際、コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）が各地方測量部等の取組について推進本部に報告し、意見交換を行った。

#### 【推進本部会議の評価】

コンプライアンス推進本部において、地方測量部等における取組を報告することは、他地方測量部等の参考となり、一層コンプライアンスの推進を図ることとなるので評価できる。今後も職員の負担を軽減するよう工夫をしながら、必要に応じ本院との会議等の際に継続すべきである。

### （2）好事例、推奨事例の活用

#### 【推進計画】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、院内全所属に周知を行い積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。

#### 【実施結果】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進に務めている。

#### 【推進本部会議の評価】

各所属において、コンプライアンス推進に係る好事例となる取組を活用していくことは、コンプライアンスを推進するうえで有用である。今後も引き続き積極的に共有・活用すべきである。

## II. アドバイザリー委員会からの意見等

事例で学ぶコンプライアンスは、現実には起きている不祥事事例を具体的に紹介すると共に、関連する法規等が分かりやすく解説されており、非常に良い取組である。好事例・推奨事例を活用することも必要であるが、悪事例・推奨できない事例を他山の石的に活用することも重要である。

前回の委員会での意見を踏まえ、かなり負担を減らすような形で取り組まれた様子であるが、コンプライアンスの取組としてはかなり充実しているため、今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために導入されたテレワークや、web会議システム等をうまく活用する等し、更に負担を減らしつつも効果はキープするよう工夫をされたい。

【資料1】

令和2年度 研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R2.4.3	業務	コンプライアンスについて	適正業務管理官	3
R2.10.7	中堅係員	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	19
R2.10.9		国家公務員倫理・服務等・WLB	人事課管理係長	
R2.10.14	課長級	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	外部講師	12
		国家公務員倫理・服務等・WLB	人事課長	
R2.11.25	補佐	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	26
R2.11.26		※資料配付		
R3.3.8	普通測量業務	コンプライアンス（概論&コンプライアンスミーティング）	適正業務管理官	10
		服務	人事課管理係長	
5研修				70

<国土交通大学校>

受講研修数 10件

受講者総数 68名

<人事院>

受講研修数 4件

受講者総数 6名

令和2年度 研修におけるハラスメントの防止に関する講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R2.10.14	課長級	管理職に求められるハラスメントの防止対策	外部講師	12
R2.11.26	補佐	職場におけるハラスメントの防止	外部講師	26
R3.3.8	普通測量業務	ハラスメント防止	人事課管理係長	10
3研修				48

<国土交通大学校>

受講研修数 7件

受講者総数 40名

<人事院>

受講研修数 4件

受講者総数 5名

<内閣人事局>

			受講者数
10月下旬～R3.3.19までに受講する	新任幹部職員等のためのハラスメント防止講習	eラーニング	11
10月下旬～R3.3.19までに受講する	新任管理者のためのハラスメント防止講習	eラーニング	28

39

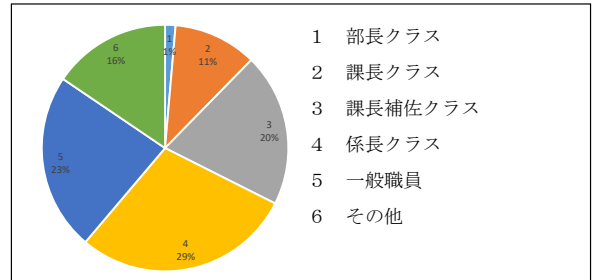
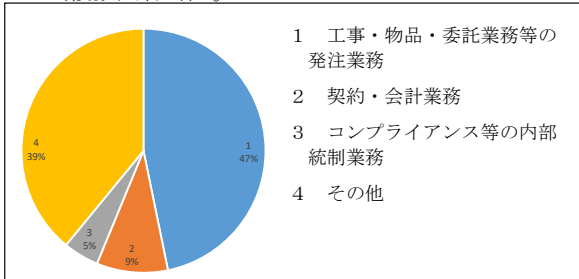
【資料 2】

令和 2 年度 コンプライアンス講習会等実施状況

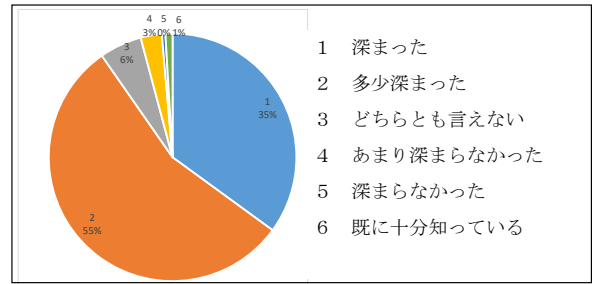
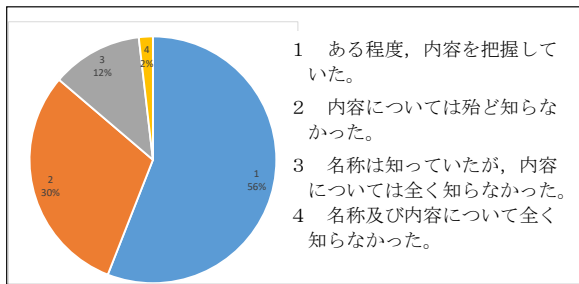
<本院（第 1 回）>

1. 演 題 入札談合の防止に向けて（公正取引委員会職員）  
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～
2. 開催日時 令和 2 年 1 0 月 1 3 日（火） 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場：3 4 名 Web会議システム：3 2 5 名 合計 3 5 9 名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6 ■

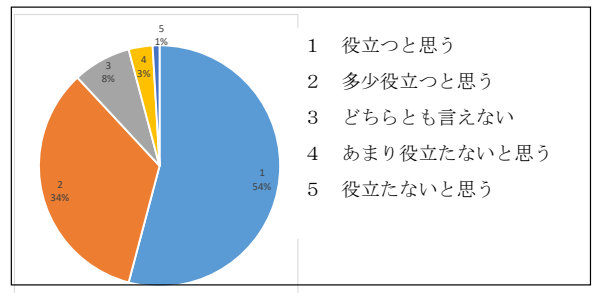
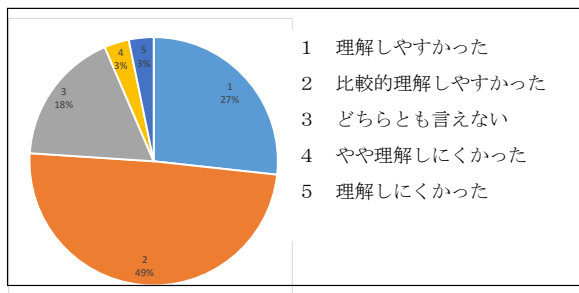
- (1) 貴職が担当されている業務の内容をお聞かせください (複数回答可)。 (2) 貴職のご役職をお聞かせください。



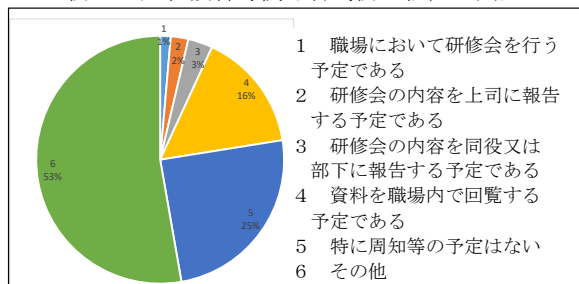
- (3) 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修会の出席前ほどの程度ありましたか。 (4) 研修会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか。



- (5) 研修会の内容は理解しやすいものでしたか。 (6) 研修会の内容は、今後の業務で役立つと思いますか。



- (7) 今回の研修会后、職場において、研修会の内容（入札談合の防止・入札談合等関与行為防止法）の周知



- (8) その他、研修会に関する御意見等ございましたら御記入ください。
- ・資料中に専門用語などが含まれており、それが解りにくかった。
  - ・時間の対して内容が多く説明が早く理解するのが大変であった。もう少しゆっくり説明していただきたいかった。
  - ・官製談合に関わった職員はどういった社会的制しを受けたかなど、「関与しても何のメリットもないこと」と思わせる説明多めにしていただけると良い。
  - ・時間、内容とも適当であった。繰り返し個人的リスクがあることを認識させることは重要である。

<本院（第2回）>

1. 演 題 国家公務員の職務に係る倫理の保持について
2. 開催日時 令和2年11月30日(月) 13:30~15:00
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場：46名 Web会議システム：372名 合計418名

<地方測量部>

実施日	所属	演題	講師	受講者数	備考
令和3年2月8日~9日	四国地方測量部	コンプライアンス講習会	適正業務管理官、 人事計画官	15名	web会議システムで実施

## 令和2年度 コンプライアンス・ミーティング実施状況

(実施期間: 令和2年9月2日～令和2年10月13日)

部課名	実施日	対象者	テーマ	参加人数 (率) (参加者数/全職員)		備考	
総務部	9/14、9/16、9/24、9/25、9/28、 9/29、9/30、10/1、10/6、10/8	全職員	不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	129 / 129	100.0%		
企画部	9/14、9/15、9/16、9/17、9/24、 9/29、10/6		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	71 / 71	100.0%		
測地部	9/17、9/29、10/5、10/7、 10/12、10/13		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	56 / 56	100.0%		
地理空間情報部	9/17、9/18、9/29、10/6、10/9、 10/12、10/13、10/19、10/30		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	68 / 68	100.0%		
基本図情報部	9/14、9/15、9/17、9/23、9/25、 9/29、10/5、10/13、10/21		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	106 / 106	100.0%		
応用地理部	9/28、9/29、10/1、10/7、10/8		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	48 / 48	100.0%		
測地観測センター	9/30、10/5、10/12、10/13		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	43 / 43	100.0%		
地理地殻活動研究センター	9/29、10/8、10/9、10/12		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	34 / 34	100.0%		
本院計					555 / 555	100.0%	
北海道地方測量部	10/2、10/5、10/6	全職員	不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	20 / 20	100.0%		
東北地方測量部	9/14、9/15、9/16		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	18 / 18	100.0%		
関東地方測量部	10/6他		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	20 / 20	100.0%		
北陸地方測量部	9/10、9/15		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	16 / 16	100.0%		
中部地方測量部	9/9、9/16、9/28、9/29、10/5		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	19 / 19	100.0%		
近畿地方測量部	9/30、10/6、10/7、10/9		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	20 / 20	100.0%		
中国地方測量部	9/17、10/5、10/6		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	17 / 17	100.0%		
四国地方測量部	9/10、9/14、10/7		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	16 / 16	100.0%		
九州地方測量部	9/25、9/28		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	19 / 19	100.0%		
沖縄支所	10/8		不当な働きかけへの対応 公文書の不適切な取扱い SNSへの不適切な書き込み	8 / 8	100.0%		
地測計					173 / 173	100.0%	
合計					728 / 728	100.0%	

## ミーティングテーマ「あなたならどうしますか」

A係長は、異動で〇〇事務所の許認可を担当することになったが、これまで許認可の仕事は全くしたことがなく、不安でいっぱいである。特に、窓口対応は自信がなかったが、それでも一生懸命勉強しながら何とか業務をこなしてきた。

今日は中々入手できない野球観戦チケットが手に入ったので、勤務終了後に同僚と観戦に行く予定である。間もなく勤務終了時間に差し掛かる頃、X氏が窓口に来てきた。

X氏は来所するなり、「先日提出した申請の許可はどうなってるんだ！」と、事務所全体に響き渡る大きな声を上げた。担当であるA係長は慌てて処理状況を確認すると、一週間前に受け付けており、軽微な申請内容であったため既に書類審査を終え内部決裁中であり、決裁が終了次第に許可書を発行できる状況であった。

A係長「現在、内部決裁中ですので、数日お待ちいただけますか。」

X氏「何を言っている、以前だったらすぐ許可してもらえたのに仕事が遅いぞ！」

A係長「その他の案件もあります。受付順に処理していますのでもう暫くお待ちください。」

X氏「何を悠長なことを言っているんだ、今すぐ許可書を出せ！」

X氏の怒りは中々収まらず、カウンターテーブルを叩きながら大声で怒鳴り続け、1対1のやり取りはそれから1時間以上続いたため、A係長は困り果てた挙げ句に、本件は軽微な案件でありもう少しで決裁も終わるはずなので問題にはならないだろうと考え、未決裁ではあるが許可書を発行して対応を終えることとした。

X氏の対応とその後処理のため、野球観戦に行くことができなかったA係長は、帰宅後ビールを飲み一息つくとも怒りがこみ上げてきた。そして、スマートフォンを取り出し、SNSに昼間の出来事を書き込んだのであった。アルコールのせいも、気が少し大きくなりX氏への攻撃的な書き込みになってしまった。

## &lt;書き込み内容&gt;

今日職場にXが訪ねてきた。Xは自分の思い通りにならないと怒鳴り散らし、相手を恫喝するとんでもないやつだ。おかげで楽しみにしていた野球観戦に行けず散々な一日だった。 ※X部分は個人が特定できる内容

数日後、A係長は上司であるB課長に呼ばれた。

B課長「先ほどX氏という方から電話があり、SNSに自分の誹謗中傷が書き込まれている。A係長が書き込みをしたのではないかという指摘であった。率直に聞くが君が書き込んだのか。」

A係長「私が書き込みました、すみません。どうしても腹が立ちお酒を飲んだ勢いで書き込んでしまいました。」

B課長「気持ちは分からなくもないが、どのような対応をしたのか詳しく教えてもらえないか。」

A係長「えーと、それは・・・」

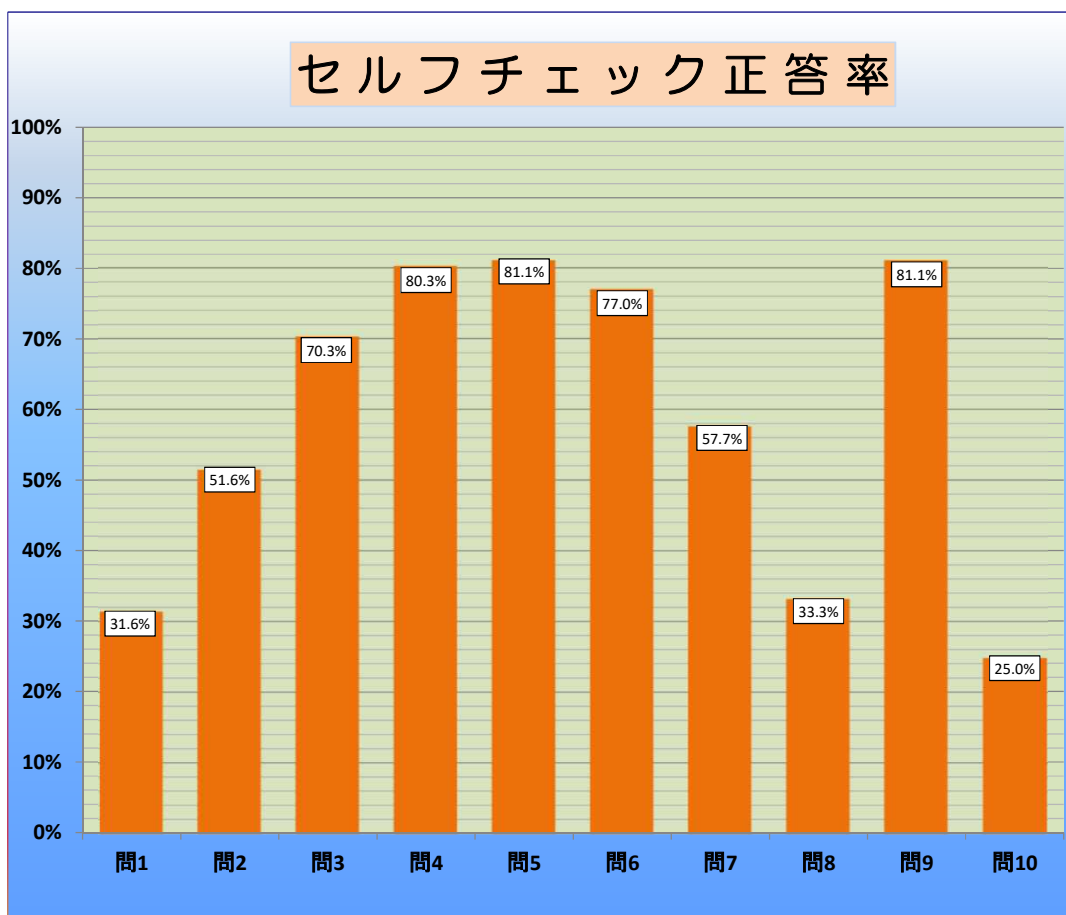
## 発注者綱紀保持等の周知徹底

部課名	主な取組
本院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会議等を通じ、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知・徹底。</li> <li>・院内研修で、コンプライアンスに関する科目(官製談合防止法、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等)を取り入れ実施。</li> <li>・階層別研修で、SNSを利用する際の服務・倫理に関する注意点等を内容に追加。</li> <li>・セルフチェックの結果を内部HPに掲載し、問題・回答を見直すなど振り返りを行い、倫理意識の向上を図るよう周知。</li> </ul>
北海道地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス・ミーティング実施時など機会を捉えて発注者綱紀保持規程を周知</li> <li>・国家公務員倫理月間に倫理管理官(地測部長)から職員へ注意喚起</li> <li>・文書情報管理及び個人情報保護について、部内会議等の機会を捉えて徹底を周知</li> </ul>
東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス・ミーティング及びセルフチェックの実施を案内する際に、併せて発注者綱紀保持の周知を徹底した。</li> <li>・文書情報管理について、国土交通省文書整理月間時において部内会議を通じ改めて周知を実施。</li> </ul>
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初め及びコンプライアンスミーティングの際に、内部HP掲載場所、発注者綱紀保持関係の掲載内容、国土地理院発注者綱紀保持マニュアル、入札関係不祥事などの事例を周知し、コンプライアンス違反によって発生する処分等について解説した。</li> <li>・国家公務員法等の遵守について、研修及び国家公務員倫理月間等の機会を通じて周知徹底を図った。</li> </ul>
北陸地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度新規に作成し、全職員へ配布した北陸地測のポケット携帯型「緊急伝達ルート」に事業者、OB等からの不当な働きかけを受けた際の対処法を記載。</li> <li>・国家公務員倫理法に関するセルフチェック実施後の部内会議において、正解率の低かった問題を報告、改めて「回答と解説」を配布周知。</li> </ul>
中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者綱紀保持及び国家公務員倫理について、部内会議・課内会議など機会を捉えて周知徹底した。</li> <li>・12月の国家公務員倫理月間について、部長から部内へ周知した。</li> <li>・文書情報管理及び個人情報保護については、部内会議・課内会議など機会を捉えて周知徹底した他、普段の業務の中で機会を捉えて周知徹底した。</li> </ul>
近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者綱紀保持の徹底について、部内会議等で口頭周知等。</li> <li>・倫理月間では部長から職員へ注意喚起等の周知を実施した。</li> <li>・文書情報管理及び個人情報保護について、部内会議等で口頭周知し、担当者からのメール周知のほか、在宅勤務実施のため情報の持ち出しについて厳格化した。</li> </ul>
中国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークが開始された年度当初に、在宅業務として公正取引委員会 HP掲載の「入札談合防止に向けた研修資料」及び内部HP掲載の「発注者綱紀保持関係資料」等を精読するよう周知</li> <li>・人事院中国事務局主催の倫理制度説明会資料の部内回覧</li> <li>・国家公務員倫理月間に倫理管理官(地測部長)から職員へ注意喚起</li> </ul>
四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスミーティングやセルフチェックの実施を通じて、発注者綱紀保持等の周知徹底を図った。</li> <li>・国家公務員倫理について、定例会議等においても機会あるごとに周知した。</li> <li>・文書情報管理及び個人情報保護について、定例会議等において徹底を周知した。</li> </ul>
九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から全職員宛に自動送信された発注者綱紀保持セルフチェックについて、部内に事前周知した。</li> <li>・オープンな打合せスペースに「国家公務員倫理のポイント」を掲示し周知徹底</li> <li>・機会を捉えて、部内(課内)会議、メール等で職員の意識向上のため周知徹底</li> <li>・国家公務員倫理月間において、部長から公務員倫理の保持のための倫理規程の遵守等に関する注意喚起を実施</li> </ul>
沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフチェックの際に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等を周知徹底した。</li> <li>・個人情報保護について、内部ページの情報を活用し周知した。</li> </ul>

## 令和2年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和2年7月1日(水)～7月16日(木)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 735名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	232	379	517	590	596	566	424	245	596	184
正答率	31.6%	51.6%	70.3%	80.3%	81.1%	77.0%	57.7%	33.3%	81.1%	25.0%



### ■正答率が特に低かった問題

問1	異動があった場合、異動前に利害関係者であった者は、後任の職員にとって利害関係者に当たらなくなった場合でも、異動後3年間は利害関係者とみなされる。	正解者 232名
問8	利害関係者でない団体からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理監督官の承認を得る必要はない。	正解者 245名
問10	倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。	正解者 184名

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。  
<https://www.iinj.go.jp/rinri/check/main.html>

## 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題 と 解 説	
1	×	問題	異動があった場合、異動前に利害関係者であった者は、後任の職員にとって利害関係者に当たらなくなった場合でも、異動後3年間は利害関係者とみなされる。
		解説	職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされません。この規定は、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪め得ると国民から見られること、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から物をもったり接待を受けたりすることは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを疑われるということを考慮した規定です。ただし、このみなし規定は、当該利害関係者が、異動した職員の後任の職員にとっても利害関係者であり続ける場合に限られます。例えば、職員Aが2年前に契約に関する事務を担当していた当時は契約関係があったけれども、現在は契約関係がない会社については、職員Aの後任である職員Bとの間では利害関係者に当たらないこととなるので、職員Aにとっても異動後3年間のみなしがかからないこととなり、利害関係者に当たらないこととなります。（規程第2条第2項）
2	×	問題	本省の会計部局の職員が、同一省内の地方機関の会計部局に対して会計上の検査・監査を行う場合、この本省の職員にとって、検査・監査を受ける地方機関の職員は、利害関係者に該当する。
		解説	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解しています(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官通知)。
3	○	問題	採用されたときの上司で、現在は利害関係者である団体の役員に再就職している者は、「私的な関係」には該当しないので、一般的な金額であったとしても出産の祝金をもらうことは倫理規程違反となる。
		解説	「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係と定義されているので(規程第4条第1項)、採用されたときの上司とは、私的な関係は認められません。本問において、元上司から出産の祝金を受領することは、利害関係者から金銭の贈与を受けることに該当し、一般的な金額であったとしても倫理規程違反となります。(規程第3条第1項第1号)
4	○	問題	割り勘で利害関係者と共に飲食をする行為は、倫理規程の禁止行為には当たらない。
		解説	自己の飲食に要する費用を自らが負担して、利害関係者と飲食する行為は、倫理規程の禁止行為には該当しません。ただし、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官に事前に届出を出す必要があります。
5	○	問題	利害関係者から自宅にお中元が送られてきたが、なま物であったため、返送すると腐ってしまうと思い、倫理監督官(倫理事務担当部局)に報告の上、廃棄した。
		解説	利害関係者からお中元等の贈り物が届けられた場合には、速やかに返送することが原則ですが、贈り物がなま物であるため返送する過程で腐敗することが明らかである場合には、倫理監督官に報告の上、適宜処分(廃棄等)すれば足りることとされています。

## 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

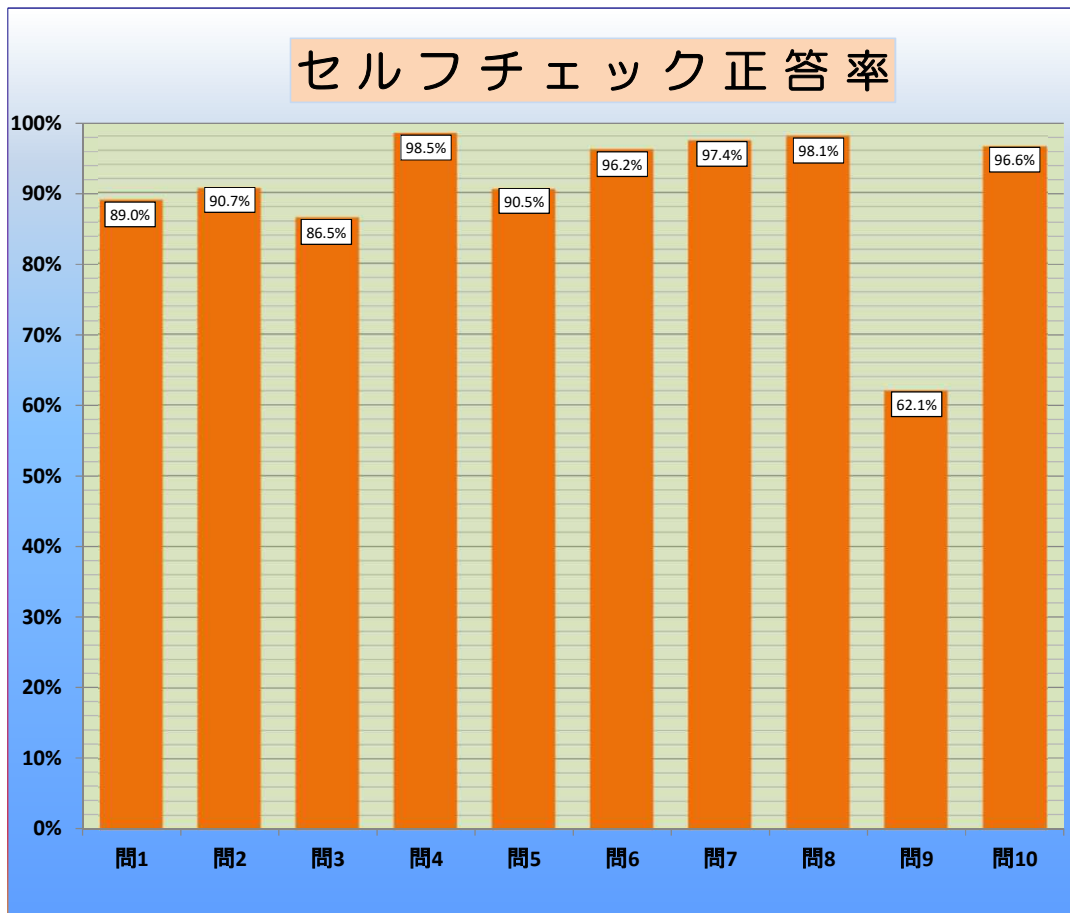
○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題 と 解 説
6	×	問題 利害関係者が主催する制度説明会の講師の用務を終え、最寄駅に向かうためにバス停でバスを待っていた。そこへ、主催者の1人が「駅方面に行くので、自分の車に乗ってはどうか。」と誘ってきた。この場合、利害関係者に新たな負担を強いるものではないことから、同乗しても差し支えない。
		解説 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されており（倫理規程第3条第1項第4号）、利害関係者から提供される自動車に同乗することは原則として認められません。なお、倫理規程第3条第2項第4号により、①職務により訪問していること、②提供される自動車は利害関係者が業務等で日常的に利用していること、③周辺の交通事情やその他の事情に鑑みると提供される自動車の利用に相当性があること、の全ての要件を満たしている場合は、利害関係者の自動車に同乗することは認められていますが、本問の場合には、バスを利用できる状況にあることから、③の要件を満たしません。
7	○	問題 職場のOBで、利害関係のない企業で理事をしている者が叙勲を受けた御礼に、「皆さんでどうぞ」と2,000円の菓子セットを持参した。受領することをためらったが、高額なものではなく、繰り返し贈与を受けるものではないので、課長が代表して受領した。このような場合、倫理規程に違反する行為とはいえない。
		解説 利害関係のない相手から利益供与を受ける場合、繰り返し利益供与を受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受ける場合は、倫理規程第5条第1項に規定する禁止行為に該当しますが、本問の事例のように、2,000円のお菓子セットを受け取る程度であれば、一般的には社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受けたとは言えませんので、受領しても倫理規程上の禁止行為に該当するとまでは言えません。
8	○	問題 利害関係者でない団体からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理監督官の承認を得る必要はない。
		解説 倫理規程第9条第1項においては、職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない旨定められており、利害関係者以外の事業者等からの依頼の場合や報酬を受けない場合には、同項の規定は適用されません。なお、勤務時間中に講演等を行い報酬を受ける場合等は一般サービス上問題となる場合がありますので、その点ご注意ください。
9	×	問題 利害関係者から金銭・物品の贈与や供応接待を受けることは禁止されているため、仕事で出席した会議において弁当の提供を受けることは、弁当の代金にかかわらず、主催者が利害関係者である場合は認められない。
		解説 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。（倫理規程第3条第2項第7号）
10	×	問題 倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。
		解説 倫理行動規準は、規程第1条において、「職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。」と規定されており、努力義務ではありません。倫理行動規準は職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、常に意識して行動するようにしてください。

## 令和2年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和2年12月3日(木)～12月17日(木)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 728名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	648	660	630	717	659	700	709	714	452	703
正答率	89.0%	90.7%	86.5%	98.5%	90.5%	96.2%	97.4%	98.1%	62.1%	96.6%



■正答率が最も低かった問題

問9	職務として講演を行う場合、利害関係者以外からの依頼であれば、講演料を受け取ってもよい。	正解者 452名
----	---	-------------

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。  
<https://www.jinji.go.jp/rinri/check/main.html>

## 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問 題	解 説
1	○	問題	自分が契約の事務に携わっている場合、入札の手続について説明を聞きに来ている事業者等は、実際に申込みをするかどうかにかかわらず、利害関係者に当たる。
		解説	契約の事務に携わっている職員にとって、・契約を締結している事業者等・契約の申込みをしている事業者等・契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等が利害関係者となります（倫理規程第2条第1項第7号）。本問のような入札の手続の説明を聞きに来ている事業者等は、当該契約の申込みをしようとする意思を有するものと考えられることから、「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」に該当し、利害関係者となります。
2	×	問題	契約の相手方として利害関係者に該当する企業の下請企業は、契約の相手方そのものではないことから、利害関係者に該当することはない。
		解説	契約を締結した企業の下請企業は、直接的には利害関係者に該当しませんが、例えば、契約を締結した企業からその契約内容の一部の事業を請け負った下請企業の従業員が、当該事業に関連して、職員に対し贈与、供応接待等の行為を行っていると思われる場合には、当該下請企業の従業員は法第2条第6項の「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当し、利害関係者とみなされることとなります。
3	×	問題	利害関係者の事務所を職務で訪問した際、コーヒーとクッキーをすすめられた。利害関係者から供応接待を受けることはできないので、これらを受けることも認められない。
		解説	職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められます。茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であって、職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないことから禁止行為から除外されています。「その他の会合」とは、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。（規程第3条第2項第5号）
4	×	問題	倫理法の目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るものであることから、倫理行動規程には勤務時間外の行動に関する記述まではなされていない。
		解説	規程第1条第5号においては、「職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。」と規定されています。
5	○	問題	自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合であっても、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への届出が必要である。
		解説	自分の分の費用を自ら負担する場合又は利害関係者でない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することが認められています。ただし、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、透明性を確保するため倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。（規程第8条）

## 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

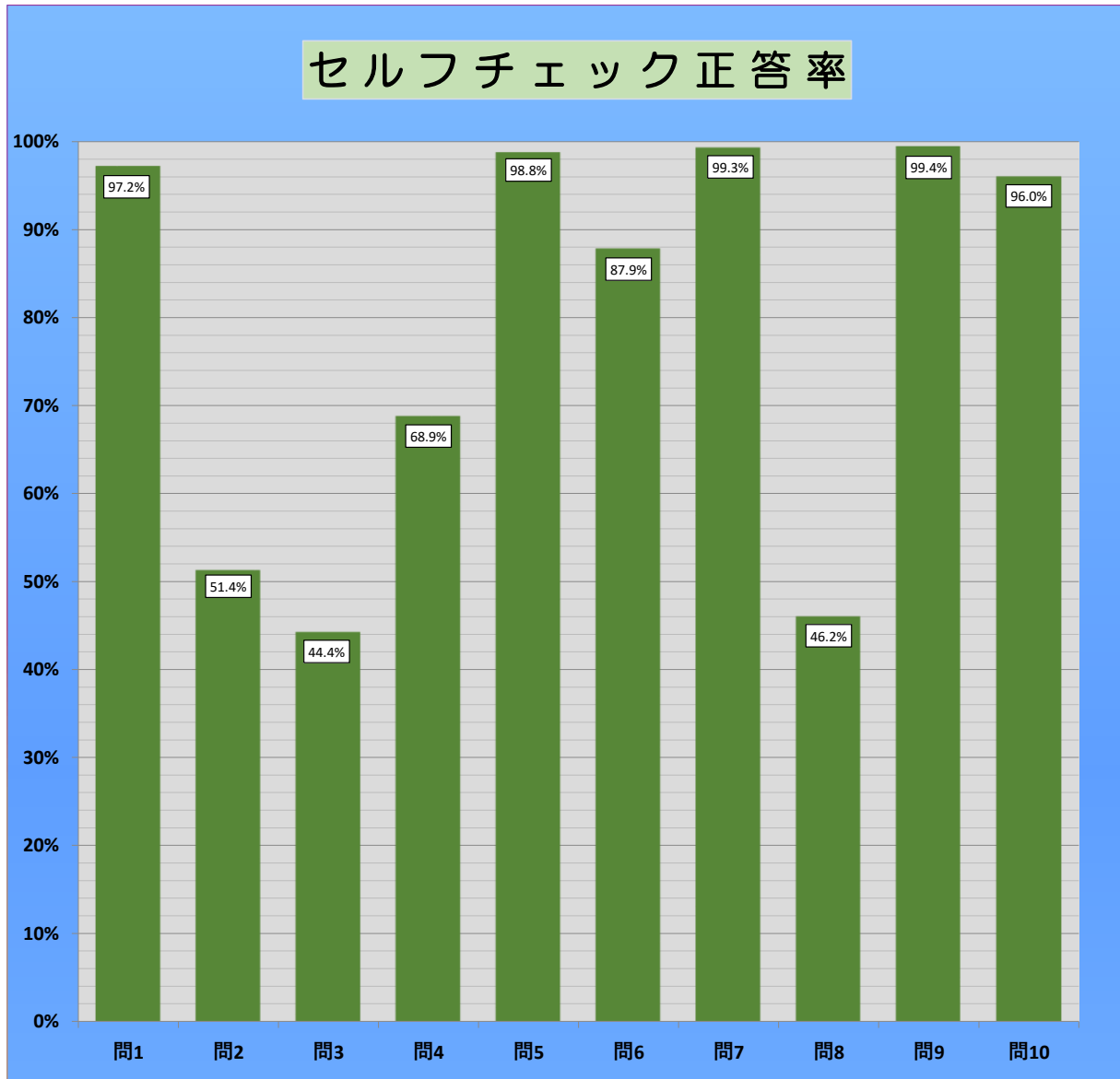
○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	解答	問	題	と	解	説
6	×	問題	利害関係者の事務所で業務打合せをしていたが、深夜に及び終電も終わってしまったため、利害関係者がタクシーを手配してくれた。公共交通機関がないことから、利害関係者の費用負担によりタクシーを利用してもかまわない。			
		解説	規程第3条第2項第4号においては、職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から相当と認められる場合には、利害関係者が日常的に利用している自動車（社用車等）の提供を受けることは認められていますが、タクシーの提供を受けることは認められません（もちろん、自己の費用を負担してタクシーを利用することは認められます。）。			
7	×	問題	利害関係者からのせん別は、1万円以内であれば受け取ることができる。			
		解説	利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは禁止されており、利害関係者からのせん別は金額の多寡にかかわらず受け取ることができません。（規程第3条第1項第1号）			
8	×	問題	同期が利害関係者から供応接待を受けていたので注意したところ、反省して以後はそのようなことはなくなった。その後、本省の倫理事務担当者による調査が行われ事情聴取を受けたが、同期は改心しているのであえて表沙汰にすることもないと思い、倫理規程違反の事実はないと証言した。この行為は、倫理規程に違反しない。			
		解説	規程第7条第2項においては、自分や他の職員が倫理法等に違反していることが疑われる事実について、虚偽の報告や隠ぺいをしてはならないと規定されています。これは、組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、これを適切に抑止し得る措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止することを目的として規定されたものです。			
9	×	問題	職務として講演を行う場合、利害関係者以外からの依頼であれば、講演料を受け取ってもよい。			
		解説	職務として講演を行う場合には、講演を行っている時間に対して国から給与が支給されていることから、それに加えて講演料を受け取ることは、報酬の二重取りとなるため、利害関係者からの依頼であるか否かにかかわらず、認められません。			
10	○	問題	倫理審査会の公務員倫理ホットラインに倫理法等違反を疑わせる行為を通報する場合、匿名の通報でも受け付けられる。			
		解説	倫理規程では、各省各庁の長は、職員が倫理法・倫理規程違反についての通報をしたことによる不利益取扱いを受けないよう配慮しなければならないと定められています（倫理規程第14条第4号）。現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、弁護士等による外部窓口も多くの府省等で併せて設置しています。各府省等及び倫理審査会では、電話、郵送、メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されることとなっています。			

## 令和2年度 発注者綱紀保持セルフチェック結果

- 実施期間 令和2年10月13日(火)～10月28日(水)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 727名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	707	374	323	501	718	639	722	336	723	698
正答率	97.2%	51.4%	44.4%	68.9%	98.8%	87.9%	99.3%	46.2%	99.4%	96.0%



### ■正答率が特に低かった問題

問3	これまでに公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のうち、全ての事例において幹部又は管理職が関与している。	正解者 323名
問8	発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認したので、発注者綱紀保持担当者に電話で報告をした。	正解者 336名

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

発注者綱紀保持規程セルフチェック（問題と解説）

番号	問題	正解	解説
1	国土地理院発注者綱紀保持規程では、「国土地理院における測量業務等の発注事務に関し」とあるので、役務の提供・物品の購入等はこの規程に該当しない。	×	国土地理院において発注するものは、測量業務のみならず全ての案件がこの規程の対象になります。（規程第1条、マニュアル3頁）
2	発注担当職員とは、発注担当課で測量作業等の設計積算を担当する職員や契約課などで入札契約を担当する職員のことである。	×	発注事務の範囲は、入札契約段階の事務だけでなく、入札及び契約に係る企画・立案の段階から、資格審査、設計、積算、契約の締結、監督、履行状況の確認、検査、評価、契約書に基づく支払事務等の段階まで、測量作業等の発注に係る関連事務を含む広い範囲を対象としています。 また、発注事務を担当する管理監督者はもちろん、発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者も含まれます。（規程第2条第3項、マニュアル5頁）
3	これまでに公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のうち、全ての事例において幹部又は管理職が関与している。	○	これまでの入札談合関与行為の事例のうち、「全ての事例において」幹部又は管理職の職員が関与しています。決して一部ではありません。 このため、管理職以上の職員にあっては、一般の職員以上に入札談合等関与行為に抵触しないよう注意及び自覚が必要です。
4	発注担当職員は、発注事務に関する秘密を庁舎外に持ち出し、又は送付してはならない。今般、自宅でのテレワークで発注情報を使用する必要があったが、リモートデスクトップを利用できる環境になかったため、外部電磁的記録媒体に保存した発注関係資料を情報セキュリティ担当者（課（室）長等）の許可を得たうえで、パスワード・暗号化設定を確実にし、自宅に持ち帰った。	○	規程第4条では、発注担当職員の義務として秘密に関する書類の庁舎外への持ち出し、送付等を禁止して、秘密が外部の者に知れることを防止しています。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長等の承諾を得た場合は例外として認められます。（規程第4条、マニュアル13頁） 国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書では、情報セキュリティ担当者（課（室）長）の許可を受け、外部電磁的記録媒体での持ち出しが必要な場合にはパスワード・暗号化設定を確実に行ったうえで、封筒に入れ安全確保に留意して運搬することとなっています。万が一紛失等の事故が発生した場合は速やかに情報セキュリティ担当者（課（室）長等）に連絡してください。過去に国土地理院職員による機密性2情報が含まれる情報が暗号化されない状態で庁外に持ち出されたUSBメモリの紛失事案が発生しています。テレワークを契機としたこうした事案の再発防止のため、情報の持ち出しに当たっては、国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書を守り、情報の取扱いに注意してください。なお、テレワークの実施に当たっては「テレワークを行う際の情報セキュリティ上の注意事項について」（令和2年6月30日国土地理院情報セキュリティ対策委員会事務局）を遵守してください。
5	「発注事務に関する秘密」とは、それを漏らすことによって適正な競争を害するおそれがあるもので、公表前の発注計画、予定価格、競争参加業者名などのほか、入札参加者から提出される技術提案書も該当する。	○	「発注事務に関する秘密」とは、一般に知られていない事実であり、それを漏らすことによって事業者間の適正な競争を害するおそれがあるものを指し、落札前の予定価格や競争参加業者名のほか、公表前の発注予定情報、公告前に入札公告記載内容、総合評価方式における技術評価に関する未公開情報等が該当するので、取り扱いには十分注意する必要があります。（規程第4条第1項、マニュアル12～14頁）
6	事業者との応接にあたっては、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することが原則であるが、これによることができない場合は、事前に所属長等の承諾を得なければならない。	○	担当職員は事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならず、事業者との応接にあたっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応するものとされています。 なお、原則による対応ができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て行うこととしています。事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、また、適切な場所と適切な方法で行うことが重要です。（規程第5条、マニュアル15～18頁）
7	他の職員が事業者から「不当な働きかけ」と思われる行為を受けているのを見かけたが、自分の関係する業務ではないため報告しなかった。	×	他の職員が「不当な働きかけ」を受けていることに気づいた職員も、所定の報告書で発注者綱紀保持担当者に報告する必要があります。規程では、「報告するものとする」とされていますので、職員の義務となります。従って、報告を怠った場合は、何らかのペナルティーを受ける可能性があります。 なお、「不当な働きかけ」に該当するか否か等判断に迷ったときは、上司又は発注者綱紀保持担当者（適正業務管理官）に相談してください。（規程第6条第1項）
8	発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認したので、発注者綱紀保持担当者に電話で報告をした。	×	職員は発注事務に関し、発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認したときや通報を受けたときは、発注者綱紀保持担当者（適正業務管理官）に報告することとなっています。報告は、通報内容の正確性や確実な受領を行うため、メール、FAX、持参又は郵送のいずれかの方法で定められた様式により書面で提出してください。なお、正当に当該報告を行ったことによって不利益な取り扱いを受けることはありません。 また、外部窓口（発注者綱紀保持担当弁護士）を経由して報告をする場合は、報告職員の氏名等が明らかにならないような措置が講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付されることになっています。（規程第6条第2項、マニュアル21頁、28頁）
9	発注担当職員が特定の事業者が発注事務に関する秘密を漏らしてしまった。しかし、その事業者が入札談合を行わなかったので問題はない。	×	官製談合防止法には、事業者による入札談合の有無に関係なく、入札等の公正を害すべき行為自体を罰する規定があります。（官製談合防止法第8条） 事業者が発注事務に関する秘密を漏らす行為は、「入札等の公正を害すべき行為」に該当し、官製談合防止法違反により5年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科される可能性があります。
10	入札談合に関与した職員については、懲戒処分が行われるほか、官製談合防止法や刑法等の罪に問われて刑事罰が科されるが、損害賠償を求められることはない。	×	入札談合等関与行為を行った職員に対しては、厳正な懲戒処分が行われるほか、官製談合防止法や刑法等の罪に問われての刑事罰が科されます。 また、各省各庁の長は、賠償責任の有無等を調査の上、故意又は重過失により損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかに損害の賠償を求めなければならないとされています。（官製談合防止法第4条第5項）

## 事例で学ぶコンプライアンス

令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について、下記のとおり情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

### ◆不祥事等の概要

- ① 経済産業省が令和2年3月16日に金品受領問題で関西電力に電気事業法に基づく業務改善命令を出した際、本来は命令を出す前に電力・ガス取引等監視委員会から意見を聴取する必要があったが、同省資源エネルギー庁がこの手続きを失念していたもの。

この手続きが漏れていることに気づいた資源エネルギー庁の管理職職員らは、命令後にもかかわらず同日中に意見聴取を行った。さらに、正しく手続きをしたと見せかけるため、省内協議用文書の起案日や決裁日に記入した15日という日付も、実際の手続きは16日で嘘だったとした。批判を避けるため、ミスを隠そうとしていたという。

外部からの情報公開請求を機に隠蔽が判明し、経済産業省はこの管理職職員を戒告処分、上司の指定職職員を含む2人を訓告処分、監督責任などを踏まえて事務方トップの事務次官と資源エネルギー庁長官ら4人を嚴重注意処分とした。

- ② 国土交通省住宅局係長級の40歳代男性職員は、平成19年4月～令和元年9月まで、都内の自宅から同省までの通勤経路の一部区間（約1.4キロ）では歩いたり、自転車を使っていたにも関わらずバス利用を申請し、定期券代として手当を受け取っていたもの。

12年以上にわたり通勤手当計約109万円を不正受給したとして、国土交通省は令和2年3月27日付で当該職員を減給3か月（10分の1）の懲戒処分にした。

### ●啓発のポイント

＜懲戒処分の指針（標準例）＞

#### ①公文書の不適正な取扱い

- ・公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成した職員は、免職又は停職となります。なお、公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告となります。

#### ②指導監督不適正

- ・部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

#### ③諸給与の違法支払・不適正受給

- ・故意に法令に違反して諸給与を不正に受給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

## 事例で学ぶコンプライアンス

令和2年度国土院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

### ◆不祥事等の概要①

東京都府中市が19年に実施した土木工事2件の指名競争入札で、事前に市議2名に予定価格に関する情報を漏らしたとして、当時の都市整備部長が官製談合防止法違反容疑で6月22日に逮捕された。

併せて、工事の入札情報を受注者側に漏らした市議2名と、落札した(株)府中植木と(株)池田土木の社長2名を公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。

### ○啓発のポイント

#### (1) 秘密の保持

予定価格、積算金額、入札参加者の評価点、その他の公表していない発注情報を事業者等に漏らしてはいけません。また、契約締結後に公表されることとなる情報であっても、公表されていない段階では漏らしてはいけません。

#### (2) 罰則

発注情報に係る秘密情報の漏洩については、入札談合等関与行為防止法第8条（職員による入札等の妨害）、国家公務員法第100条第1項（秘密を守る義務）、第109条第1項（罰則）に違反行為として規定されています。

#### (3) 入札談合等関与行為とは

国等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の行為に該当するものをいいます。

- ① 談合の明示的な指示（入札談合等関与行為防止法（以下「法」）第2条第5項第1号）  
事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- ② 受注者に関する意向の表明（法第2条第5項第2号）  
特定の事業者の指名又は希望する意向を予め教示、又は示唆すること。
- ③ 受注に関する秘密情報の漏洩（法第2条第5項第3号）  
事業者等が入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として保持しているものを、特定の者に教示又は示唆すること。
- ④ 特定の入札談合の幫助（法第2条第5項第4号）  
入札談合等を容易にする目的で特定の者を指名し、又はその他の方法により入札談合等を幫助すること。

#### ◆不祥事等の概要②

北陸地方整備局信濃川下流河川事務所の副所長（５６歳）が、新潟県迷惑行為等防止条例違反により６月２２日に逮捕されました。去年１０月中旬、新潟市中央区の新潟駅南口の広場で、ベンチに座る女性のスカートの中をデジタルカメラで盗撮した疑いが持たれています。

６月９日に「バスの車内で女性が盗撮されたようだ」との通報を受け、警察が現場にいた容疑者の所持品を調べたところ、デジタルカメラから別の盗撮した写真が見つかったということです。警察の調べに対し容疑者は「私が撮影したと思うが当時のことは覚えていない」と容疑を一部否認しています。

今回の逮捕を受け、国土交通省北陸地方整備局は「国民の皆さんの信頼を損ねたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。今後、事実関係が明らかになり次第、厳正に対処するとともに、職員の綱紀の保持については、より一層指導を徹底し、再発防止に努めてまいります」とコメントしています。

#### <懲戒処分の指針（標準例）>

##### 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

### 事例で学ぶコンプライアンス

令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

#### ◆不祥事等の概要①

北海道白老町の消防署に勤務する参事が、部下の職員に対し3年間にわたって暴力行為や暴言などのパワー・ハラスメントを繰り返していたとして、町はこの参事を停職2か月の懲戒処分にしました。

懲戒処分を受けたのは白老消防署の50代の参事です。町によりますと、この参事はことし8月までの3年間、部下の職員らに対して業務の指導中に「死ぬ」などと暴言を吐いたり、頭を平手で叩いたりするなどの暴力行為を繰り返していたということです。

町の相談窓口に相次いで情報が寄せられたため町が調査をした結果、パワハラ行為と認定し、この参事を11月9日付けで停職2か月の懲戒処分としました。参事は町の調査に対して「指導の一環として行った」と話し、パワハラ行為を認めているということです。

このほか、消防本部の50代の消防長は部下に対して「非番でも仕事があれば休まずにやれ」などと威圧的な発言があったとして減給10%（2か月）の処分に、消防署の50代の署長はパワハラ行為を知りながらも調査や報告を怠ったとして戒告の処分を受けました。

白老町の戸田町長は「公務員として率先して法令を遵守すべき職員が不適切な行為を行い、お詫び申し上げます。ハラスメントの撲滅に向けて再発防止に努めていきます」とコメントしています。

#### ○啓発のポイント

パワー・ハラスメントの防止については、人事院において新たに人事院規則を定め令和2年6月1日に施行されたところ。

「職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。」と定義付けされた。

<懲戒処分の指針（標準例）>

パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント(人事院規則10—16(パワー・ハラスメントの防止等)第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

◆不祥事等の概要②

広島県庄原市で高齢女性を車ではね、そのまま逃げた疑いで国家公務員の少年が逮捕されました。

11月3日午後5時半ごろ、庄原市西城町大屋の国道で軽自動車が94歳の女性をはねた後、そのまま逃走しました。女性は顔の頬骨を折るなど重傷だということです。

警察は目撃情報などから国土交通省中国地方整備局に勤務する鳥取県倉吉市の少年(18)をひき逃げなどの疑いで逮捕しました。調べに対し、「事故を起こしたことは間違いないです。人とは思いませんでした」と話しているということです。

○啓発のポイント

万が一交通事故を起こした場合は負傷者の救護が第一。負傷者に対する応急手当や救急車、警察に連絡する。道路交通法上も救護義務や報告義務が課せられている。

<懲戒処分の指針（標準例）>

飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)

人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

[本文へ](#)[総合トップへ](#)[文字サイズ変更](#)[標準](#)[拡大](#)[ENGLISH](#)[サイトマップ](#)[国土地理院について](#)[基準点・測地観測データ](#)[地図・空中写真・地理調査](#)[防災・災害対応](#)[GIS・国土の情報](#)[申請](#)[地理院ホーム](#) > [発注者綱紀保持](#)

## 発注者綱紀保持

### 事業者等の皆様へ

国土交通省においては、これまで談合等の不正行為を排除するため様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」が取りまとめられました。また、平成19年3月に、国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会より国土交通省に対し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、「当面の入札談合防止対策」が取りまとめられ、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。しかしながら、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、職員が入札関連情報を漏洩したとして、平成24年10月に、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求がありました。

このため、公正取引委員会から、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう求める「要請」も受けているところです。

国土地理院では、平成20年3月に「国土地理院発注者綱紀保持規程」を制定し、さらに職員向けに「国土地理院発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、全ての職員に向けて、発注事務全般に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保できるよう努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。（第5条）」、「不当な働きかけへの対応については、入札への参加要求、予定価格などの情報漏洩要求等の不当な働きかけがあった場合、その内容を公表する。（第12条）」、「執務室については、秘密の漏洩の防止を図るため、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。（第13条）」などの取組を行っています。

また、今般の事案を踏まえ、平成25年4月からは、コンプライアンスの推進強化のため平成19年6月に設置した「国土地理院発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し「国土地理院コンプライアンス推進本部」及び「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、一層の推進に努めてまいります。

事業者等の皆様におかれましても、国土地理院における発注者綱紀保持対策の取り組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

## 《国土地理院発注者網紀保持規程等》

[国土地理院発注者網紀保持規程【PDF:128KB】](#)

[国土地理院発注者網紀保持マニュアル【PDF:604KB】](#)

## 《国土地理院コンプライアンス推進計画》

[令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:160KB】](#)

[平成31年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:154KB】](#)

[平成30年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:141KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:139KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:138KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:128KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:100KB】](#)

[平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:96KB】](#)

## 《国土地理院コンプライアンス報告書》

[令和元年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:4222KB】](#)

[平成30年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:8260KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2840KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3450KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2560KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:259KB】](#)

[平成25年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:191KB】](#)

## 《国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会》

[令和元年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:64KB】](#)

[平成30年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)

[平成29年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)

[平成28年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:105KB】](#)

[平成27年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:104KB】](#)

[平成26年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:90KB】](#)

## 連絡・問合せ先

国土地理院適正業務管理官(発注者網紀保持担当者)

電話:029-864-1111(内2127)

[| 地理院ホームへ |](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、以下のページからダウンロードしてください。

[Adobe Reader ダウンロードページ\(新規ウィンドウ表示\)](#)

# 事業者等の皆様へお知らせ

## 発注者綱紀保持にご協力願います。

国土地理院では、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう、発注事務に係る綱紀保持に努めています。事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

### 【具体的な発注者綱紀保持の取組】

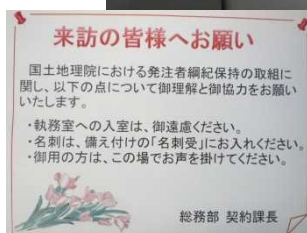
- ◆ 事業者等との応接方法(規程第5条)  
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応しています。
- ◆ 事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)  
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。
- ◆ 執務環境の整備(規程第13条)  
秘密漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。



入室制限の掲示



オープンな場所での打合せスペース



詳しくは国土地理院のホームページ  
(<https://www.gsi.go.jp/>)「発注者綱紀保持」  
をご覧ください。

# 国土地理院発注者綱紀保持規程(抜粋)

平成20年3月制定 国地達第7号  
(最終改正: 平成27年4月)

## (秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前において、予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならないが、当該発注事務に係る発注担当職員(当該秘密を知るべき者に限る。)でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類(その写し及び記録媒体を含む。)を庁舎外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等(本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。)の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るものとする。

## (不当な働きかけに対する対応)

第12条 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 ~ 6項 (略)

7 院長は、第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

## (執務環境の整備等)

第13条 院長は、測量作業等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること
- 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること